

2015年10月19日

各位

会社名 日本郵政株式会社  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 西室 泰三  
(コード番号：6178 東証)  
問合せ先 経営企画部門 上場準備室  
(TEL. 03-3504-9986)

## 金融2社株式の売出しに係る条件決定

### 及び自己株式の取得に係る事項の決定に関する取締役会決議のお知らせ

2015年10月19日開催の当社取締役会において、2015年9月10日及び2015年10月7日開催の当社取締役会で決議いたしました金融2社（株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険）の普通株式の売出しに係る売出価格及び売出株式数を決議し、また、2015年9月10日開催の当社取締役会で方針を決議いたしました当社自己株式の取得について、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、下記のとおり自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 金融2社の普通株式の売出し 株式会社ゆうちょ銀行

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 及 び 数 | ゆうちょ銀行普通株式 412,442,300 株<br>かかる売出株式数のうち、日本国内における売出しに係る売出株式数は329,953,800株、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出しに係る売出株式数は82,488,500株とする。 |
| (2) 売 出 価 格                | 1株につき金1,450円  |
| (3) 引 受 価 額                | 上記(1)記載の日本国内における売出しに係る売出株式  |

#### 注意事項：

この文書は、金融2社株式の売出しに係る条件決定及び自己株式の取得に係る事項の決定に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

1株につき金1,425.50円

上記(1)記載の海外市場における売出しに係る売出株式

1株につき金1,428.25円

(4) 価格決定の理由等

売出価格の決定に当たりましては、仮条件(1株につき金1,250円から金1,450円)に基づいて国内外の機関投資家等を中心にブックビルディングを実施し、国内市場

329,953,800株、海外市場82,488,500株を目処に需要の申告を受け付けました。その結果、

①申告された総需要株式数は、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき金1,450円と決定いたしました。

(5) その他の売出しに係る条件

その他の売出しに係る条件の決定については、当社代表執行役社長に一任いたします。

注意事項：

この文書は、金融2社株式の売出しに係る条件決定及び自己株式の取得に係る事項の決定に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

## 株式会社かんぽ生命保険

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 かんぽ生命保険普通株式 66,000,000 株  
かかる売出株式数のうち、日本国内における売出しに係る売出株式数は 52,800,000 株、海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出しに係る売出株式数は 13,200,000 株とする。
- (2) 売 出 価 格 1 株につき金 2,200 円
- (3) 引 受 価 額 上記（1）記載の日本国内における売出しに係る売出株式  
1 株につき金 2,162.82 円  
上記（1）記載の海外市場における売出しに係る売出株式  
1 株につき金 2,167.00 円
- (4) 価格決定の理由等  
売出価格の決定に当たりましては、仮条件（1 株につき金 1,900 円から金 2,200 円）に基づいて国内外の機関投資家等を中心にブックビルディングを実施し、国内市場 52,800,000 株、海外市場 13,200,000 株を目処に需要の申告を受け付けました。その結果、  
①申告された総需要株式数は、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。  
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。  
③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。  
が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案して、1 株につき金 2,200 円と決定いたしました。
- (5) その他の売出しに係る条件  
その他の売出しに係る条件の決定については、当社代表執行役社長に一任いたします。

当社は、金融 2 社株式売出しによる売却手取金（株式会社ゆうちょ銀行株式売出しにおける売却手取金 588,163,342,025 円及び株式会社かんぽ生命保険株式売出しにおける売却手取金 142,801,296,000 円の合計額）については、下記 2. の当社普通株式（自己株式）の取得資金に充てる予定であります。

### 注意事項：

この文書は、金融 2 社株式の売出しに係る条件決定及び自己株式の取得に係る事項の決定に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

## 2. 自己株式取得に係る事項

### (1) 自己株式の取得を行う理由

金融2社株式の売却手取金については、当社グループの当面の資金需要が手元資金の充當で足りることを考慮し、当社の資本効率の向上、政府が保有する当社株式の売却による復興財源確保への貢献及び郵政民営化の推進に資するため、当社株式（自己株式）の取得を行うことといたします。

### (2) 取得に係る事項の内容

- |              |   |
|--------------|---|
| ① 取得する株式の種類  | 当社普通株式  |
| ② 取得する株式の総数  | 2,250,000,000株（上限）<br>（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合<br>50.0%） |
| ③ 株式の取得価格の総額 | 730,964,638,025円（上限）                                    |
| ④ 取得期間       | 2015年11月5日から2016年3月31日まで                                |
| ⑤ 取得方法       | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）<br>による買付け                |

### (3) その他の自己株式の取得に係る事項の決定については、当社代表執行役社長に一任いたします。

自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）においては、買付日の前営業日に、買付会社から買付けの委託を受けた証券会社が東京証券取引所に届出（銘柄、買付数量、買付値段等）を行ったうえで、買付日の午前8時から8時45分まで売り注文を集めて買付会社の買い注文との間で取引が成立します。買付値段は前営業日の立会市場における最終値段（最終気配値段を含みます。買付日が配当落等の期日である場合や、前営業日に最終値段（最終気配値段を含みます。）がない場合には買付日における基準値段）となります。売り注文の総数量が買付数量を超えている場合には、売り注文については按分方式により取引が成立します。

なお、当社が本件自己株式取得に係る買付けの委託を行った場合には、財務大臣は、政府が保有する当社普通株式につき、当社が行う自己株式の買付数量と同数の売付注文を行う意向です。

本件自己株式取得により取得した株式については、当分の間、保有することとしております。

#### 注意事項：

この文書は、金融2社株式の売出しに係る条件決定及び自己株式の取得に係る事項の決定に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(ご参考) 2015年10月19日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)

4,500,000,000株

自己株式数

0株

注意事項：

この文書は、金融2社株式の売出しに係る条件決定及び自己株式の取得に係る事項の決定に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。

【ご参考】

金融2社の普通株式の売出しの概要  
株式会社ゆうちょ銀行

(1) 売 出 株 式 数	普通株式	412, 442, 300 株
		(うち国内売出株式数 329, 953, 800 株 海外売出株式数 82, 488, 500 株)
(2) 申 込 期 間	2015年10月20日(火曜日)から	
( 国 内 )	2015年10月23日(金曜日)まで	
(3) 株 式 受 渡 期 日	2015年11月4日(水曜日)	

株式会社かんぽ生命保険

(1) 売 出 株 式 数	普通株式	66, 000, 000 株
		(うち国内売出株式数 52, 800, 000 株 海外売出株式数 13, 200, 000 株)
(2) 申 込 期 間	2015年10月20日(火曜日)から	
( 国 内 )	2015年10月23日(金曜日)まで	
(3) 株 式 受 渡 期 日	2015年11月4日(水曜日)	

以上

注意事項：

この文書は、金融2社株式の売出しに係る条件決定及び自己株式の取得に係る事項の決定に関する取締役会決議について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては、米国内で公募を行うことを予定しておりません。